

NEWSWAVE

～新しい時代を切り拓く実践経営情報紙～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田200-2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

広報戦略や財務戦略の担当者も アウトソーシングできる時代に突入！

いかに優秀な人材を確保するか。これは、古今東西で変わらない経営の悩みだ。とりわけ、財務戦略や広報戦略など経営の中核を担える人材は、そう簡単に見つからず、運良く見つかったとしても、確保し続けるためにはコストがかかる。もちろん、育てるのは容易ではなく時間もかかってしまう。

そんな悩みを解決するサービスが登場した。

さまざまなソリューションの開発・提供を行っているリライアンス・データ社の「KUROKO BRAIN」だ。これまで、パワーポイント資料のクラウド作成や、資金調達用の事業説明資料作成を行ってきたが、10月に対応領域を拡張。「スポット広報」や「スポット CFO」を業務委託形式で派遣する。「スポット広報」は新商品・サービスの PR から広報戦略の立案・実行まで、「スポット CFO」は事業計画や財務戦略の立案、投資家や金融機関の紹介および面談、M&Aの交渉まで担う。週1回から月1回程度の勤務頻度で、費用は月額25～70万円が目安と、高度な業務内容を考慮すればリーズナブルと言える。

しかし、いきなり外部に課題を丸投げしても、望んだ成果は得られにくく、社内で協議し、必要な調整を行ってから依頼したほうが、外部の専門家が力を発揮しやすくなるのは言うまでもない。

ニーズが細分化し、コンパクトな経営が求められる今、専門業務のアウトソーシングサービスを活用するのほひとつの選択肢ではないだろうか。

相続税申告書への被相続人の個人番号 2016年10月以降提出分は記載不要に

国税庁は、相続税申告書への被相続人のマイナンバー（個人番号）記載の取扱いを見直し、2016年10月1日以降に提出する相続税申告書から、被相続人のマイナンバーの記載を不要にすることを公表した。従来は、2016年1月1日以降に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む）により取得する財産に係る相続税の申告書には、被相続人のマイナンバーの記載が求められていた。

しかし、相続人等の納税者からは、「故人から相続開始後にマイナンバーの提供を受けることはできないため、相続税申告書への記載は困難」、「相続開始前に相続税の申告のために、あらかじめマイナンバーの提供を受けておくことは、親族間であっても抵抗がある」といった趣旨の納税者等の意見もあり、国税庁は、関係省庁との協議・検討を重ねた結果、被相続人のマイナンバー記載等に関する困難性や、生前にマイナンバーの提供を受けることへの抵抗感、安全管理措置等の負担を考慮し、10月以降はマイナンバー記載を不要とする取扱いに変更したものの。

この変更に伴い、すでに同庁のホームページに掲載されている相続税の申告書は、被相続人の個人番号欄に斜線が引かれ、記載ができない様式に変更されている。また、すでに提出された相続税申告書に被相続人のマイナンバーが記載されている場合には、税務署でマイナンバー部分をマスキングするとしており、納税者が改めて新様式の相続税申告書を再提出する必要はない。

弊社では「MCS NEWS WAVEのメール配信」を促進しております！！

メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご連絡ください

メールアドレス

@

※FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

※ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。